

議員提出議案第1号

在日米軍構成員等による性的暴行事件に関する意見書
について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

令和6年9月24日 提出

提出者	橋本市議会議員	土井 裕美子
〃	橋本市議会議員	阪本 久代
〃	橋本市議会議員	板橋 真弓
〃	橋本市議会議員	梅本 知江

在日米軍構成員等による性的暴行事件に関する意見書

昨年 12 月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が県内に住む 16 歳未満の少女を車で連れ去り性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが今年 6 月下旬の報道で発覚した。また、その内容について、外務省や沖縄県警から沖縄県に報告が速やかになされていなかったこともあり、県民に不安が広がった。

さらに、同事案の発覚に伴い、昨年 1 月以降 1 年半という短期間に性的暴行事件が他に 4 件存在することが新たに判明した。性的暴行は人間としての尊厳を蹂躪する悪質な犯罪であり、断じて許すことのできない卑劣な行為である。

日本では、これまで在日米軍構成員等による性的暴行事件が発生するたびに幾度となく綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう強く申し入れているにもかかわらず、このような悪質で凶悪な事件が後を絶たない現状に、米軍の綱紀粛正や道徳、倫理意識の向上、再発防止への取組みに疑問を抱かざるを得ない。

よって、橋本市議会は、同様の事件を繰り返す米軍に対し厳重に抗議するとともに、国におかれては、国民の生命・基本的人権を守る立場から、下記事項の実現と徹底を強く要望する。

記

1. 米軍に対して、被害者への謝罪及び完全な賠償、丁寧な精神的ケアをさせるべく断固とした措置をとること。
2. 米軍に対して、米軍構成員等の綱紀粛正及び道徳、倫理教育の徹底や夜間外出の規制など抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策について万全を期させること。
3. 米軍構成員等による犯罪事案については、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつも、見直された運用のとおり、関係自治体への迅速な通知を行うこと。
4. 米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(提出先)

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)